平成２７年（フ）第１７５号
千葉県大網白里市柳橋1093番地39
債務者　小倉　夏美
1　決定年月日時　平成28年２月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月31日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２７年（フ）第１７６号
千葉県東金市北之幸谷73番地19
債務者　林　八代江
1　決定年月日時　平成28年２月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月31日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２８年（フ）第２号
千葉県東金市菱沼849番地16
債務者　味岡　早苗
1　決定年月日時　平成28年２月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月31日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２８年（フ）第３号
千葉県東金市菱沼849番地16
債務者　味岡　拓未
1　決定年月日時　平成28年２月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月31日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２７年（フ）第１０１５号
大阪府羽曳野市恵我之荘２丁目７番４号
債務者　白岩　清子
1　決定年月日時　平成28年２月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月31日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第１０３６号
堺市東区野尻町47番地１　ロジェ白鷺206号
債務者　星野　泰子
1　決定年月日時　平成28年２月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月31日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第１０４６号
大阪府松原市河合１丁目570番地の８
債務者　目野　啓子
1　決定年月日時　平成28年２月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月31日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第１０４８号
大阪府河内長野市末広町92番地の10
債務者　岡本　高史
1　決定年月日時　平成28年２月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月31日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第１０８７号
堺市西区上野芝町３丁７番21―401号、前住所堺市中区八田西町３丁５番４号
債務者　植田　久美
1　決定年月日時　平成28年２月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月31日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第１１１６号
堺市中区深井清水町2084番地１　ももちゃんハイツ111号
債務者　相木　克之
1　決定年月日時　平成28年２月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月31日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第１１１９号
大阪府羽曳野市野々上５丁目８－７　メゾンドール向陽　207号、住民票上の住所大阪市住吉区墨江４丁目１番８号　エクセシオール502号
債務者　堀江　俊克
1　決定年月日時　平成28年２月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月31日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第１１２１号
大阪府高石市綾園１丁目10番１―413号
債務者　池田　綾
1　決定年月日時　平成28年２月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月31日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第１１２４号
堺市美原区多治井294番地２　レオネクスト丹比多治井荘101号室
債務者　濵田　吉公
1　決定年月日時　平成28年２月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月31日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第１７号
大阪府羽曳野市古市６丁目17番12号
債務者　今村　杉義
1　決定年月日時　平成28年２月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月31日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第２９号
堺市堺区向陵中町１丁４番12号　播磨文化
債務者　小山富貴子
1　決定年月日時　平成28年２月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月31日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第５２号
大阪府河内長野市小山田町451番地の149　２―213号
債務者　加島早希子
1　決定年月日時　平成28年２月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月31日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第５８号
大阪府羽曳野市西浦３丁目７番15―206号
債務者　國松　道代
1　決定年月日時　平成28年２月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月31日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第５９９号
東京都江戸川区東瑞江２丁目65　高瀬荘２階、住民票上の住所東京都江戸川区東瑞江２丁目65
債務者　青山　裕一
1　決定年月日時　平成28年２月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月29日まで
5　免責審尋期日　平成28年３月29日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部